

公拡法の届出・申出制度の手続きについて

公有地の拡大の推進に関する法律では一定面積以上の土地取引等に関して、届出および申出制度に基づく手続きが必要となります。

(1) 届出制度（法第4条第1項）

- 有償で土地を譲渡しようとする場合、契約締結前に届出しなければなりません。

(2) 申出制度（法第5条第1項）

- 土地売買にかかわらず、地方公共団体に買取りの申出ができます。

(3) 届出・申出制度の手続きが必要な面積

届出制度	申出制度
次のいずれかに該当する場合 ①法第4条第1項第1号～第5号 の200㎡以上の土地 ②法第4条第1項第6号 市街化区域 5,000㎡以上の土地	次のいずれかに該当する場合 ①左記①、②に該当する土地 ②都市計画区域内 200㎡以上の土地

(4) 手続き日

- 契約締結の3週間以上前

(5) 届出・申出制度の必要書類

届出制度	申出制度	部数
土地有償譲渡届出書 位置図（1/50,000以上） 区域図（1/2,500以上） 全部事項証明書の写し※ ² 公図 （図面は区域を着色すること）	土地買取希望申出書 同左 // // //	正本1部,写し2部 ※ ¹ 3部 ※ ¹ 3部 ※ ¹ 3部 ※ ¹ 3部 ※ ¹
※ ¹ 部数については通常3部ですが、協議先がある場合は提出部数が増えます。 ※ ² インターネットの登記情報提供サービスから印刷したものも含まれます。		

(6) 国土利用計画法との関係

- 公拡法に基づき届出または申出し手続きが終わった一定面積以上の土地で、土地売買等の契約した場合、契約日から2週間以内に国土利用計画法に基づく事後届出が必要です。（下記表参照※手続きが必要な面積）

	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
国土法	2,000㎡	5,000㎡	10,000㎡
公拡法	5,000㎡		

(7) 提出先

- ・都市計画課開発指導担当まで提出して下さい。

土地有償譲渡届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。
記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2 土地に関する事項

所在および地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名および住所
		m ²			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在および地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名および住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名および住所
			m ²				

4 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積がしれているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 譲り渡そうとする者は、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地が法第4条第1項第1号から5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。